特別養護老人ホームえんゆうの郷指定介護老人福祉施設運営規程
(個室ユニット型介護老人福祉施設)

(事業の目的)

第 1 条　社会福祉法人誠光福祉会（以下「本会」という）が開設する特別養護老人ホームえんゆうの郷（以下「施設」という）が行う指定介護老人福祉施設の事業（以下「本事業」という）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、施設の従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な施設介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条　施設は、施設介護サービス計画に基づき、入所者が可能な限り、その有する能力に応じ家庭的な個室ユニットにおいて、自律した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の提供その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うものとする。

2　施設の運営にあたっては、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域との結びつきを重視し、関係市町村、他の居宅サービス事業者その他、地域の保健･福祉･医療サービスを提供する者と連携に努めるものとする。

3　上記の他「滋賀県介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者ならびに設備及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守する（平成 25 年 3 月 29 日条例第 19 号）。

(事業所の名称等)

第 3 条　名称および所在地は次のとおりとする。

（1）名　称　　特別養護老人ホームえんゆうの郷

（2）所在地　　滋賀県草津市南山田町 761 番地

(従業者の職種、人員数、及び職務内容)

第 4 条　施設に勤務する従業者の職種、人員数、及び職務内容は次の通りとする。

（1）施設長　　1 名　（併設の指定短期入所生活介護事業所を兼務する）
従業者の管理、および業務の管理を一元的に行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（2）副施設長　　1 名　（併設の指定短期入所生活介護事業所を兼務する）
施設長を補佐し、従業者の管理、および業務の管理を一元的に行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

（3）医師　　1 名以上
入居者の健康管理及び療養上の指導に従事する。

（4）生活相談員　1 名以上　（併設の指定短期入所生活介護事業所を兼務する）
施設利用に係る調整、入居者又はその家族からの相談支援、施設介護サービス計画

に基づいたサービスの実施のために必要な連絡調整に従事する。

（5）看護職員　　6名以上　　（指定短期入所生活介護事業所を兼務する）
入居者の看護、健康管理等に従事する。

（6）介護職員　　38名以上
入居者の介護等に従事する。

（7）管理栄養士　　1名以上　　（併設の指定短期入所生活介護事業所を兼務する）
栄養ケア・マネジメント計画の作成等、献立作成・栄養計算等をおこない、給食業務受託者に対する管理監督に関する業務に従事する。

（8）機能訓練指導員　　1名以上
入居者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善、又は維持のための機能訓練に従事する。

（9）介護支援専門員　　2名以上
施設介護サービス計画の作成、及びサービス提供実施状況の把握を行う業務に従事する。

（利用者の定員）

第 5 条　定員は、130名とする。(ユニット型個室　130名)

2　ユニット数は13ユニットで、ユニットごとの入居定員は10名とする。

（事業の内容）

第 6 条　事業の内容は次の通りとする。

1（1）食事、排泄、入浴、着替え等その他日常生活上の介護
（2）機能訓練
（3）健康管理
（4）相談、および援助
（5）送迎

2　事業者は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束およびその他行動を制限する行為を行ってはならない。やむを得ず身体的拘束を行う場合は、記録を記載するなどの適正な手続きをとることとする。

（料金その他の費用の額）

第 7 条　利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合の額と別表1,2に定める食費及び居住費とし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。

2 前項の他、入居者より次の費用の額の支払いを受ける。
（1）特別な食事代（実費）
（2）理美容代（実費）
（3）日常生活において通常必要とするものにかかる費用で、入居者に負担を求めることが適当と認められる費用（実費）

（４）送迎に要する有料道路の通行費用、およびタクシーを利用した場合（実費）
（５）居室内で使用する持ち込まれた電化製品に対する使用料として、電気器具１点につき１日あたり 50 円の費用
（６）おやつ、飲み物代として１日あたり 160 円の費用
（７）レクリエーション、行事への参加・材料にかかる費用（実費）

３　前項に規定する費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者または、その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

（利用にあたっての留意事項）
第８条　入居者は施設を利用するにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、健康状態等を施設の従業者に伝え、心身の状況に応じた利用と日常生活を心がけるものとする。

（緊急時における対処方法）
第９条　従業者は、事業実施中における入居者の心身の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかにその家族・主治医等に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応及び損害賠償)
第１０条　サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに保険者及び関係各機関並びにその家族・主治医等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
２　前項において、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償する。
３　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための手段を講じる。

（非常災害対策）
第１１条　非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
２　非常災害時等の発生の際にその事業を継続できるよう他の社会福祉施設との連携及び協力体制を構築するよう努める。
３　第１項に規定する訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

（利用者からの苦情及び要望相談窓口）
第１２条　管理者は、提供した事業にかかる利用者及びその家族からの苦情並びに要望に、迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を設置し、苦情並びに要望の内容を配慮して、必要な措置を講ずるものとする。

（虐待の防止に関する事項）
第１３条　施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じ

るものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　施設は、サービス提供中に当該施設職員又は擁護者（入居者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第１４条　その他の運営に関する重要な事項を次の通り定める。

（１）本事業の社会的使命を十分認識し、従業者の資質向上を図るため、研修会を実施し業務体制を整備する。

（２）利用者の人権擁護、虐待防止等のため、従業者に対し研修会を実施し責任体制を明確にする。

（３）本事業所の従業者は、個人情報保護法を遵守し、秘密を保持する。

（４）本事業の管理者、職員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいう）であってはならない。また、運営において、暴力団員の支配を受けない事とする。

（５）この規程に定める事項の他、運営に関する必要な事項は本会が別に定める。

（付則）

この規程は、平成２９年　４月　１７日から施行する。

平成２９年　10月　１日　改定

平成３０年　８月　１日　改定

令和元年　７月　１日　改定

令和元年　１０月　１日　改定

令和２年　７月　１日　改定

令和３年　８月　１日　改定

令和３年　１０月　１日　改定

令和５年　４月　１日　改定

令和６年　４月　１日　改定

令和７年　８月　１日　改定

令和８年　８月　１日　改定

別表１　食費　　単位:円／日

負担限度額				
第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
３００	３９０	６８０	１，４２０	２，０００

別表２　居住費　　単位:円／日

負担限度額				
第１段階	第２段階	第３段階①	第３段階②	第４段階
８８０	８８０	１，３７０	１，４７０	３，０００

社会福祉法人　誠光福祉会

特別養護老人ホームえんゆうの郷
(個室ユニット型介護老人福祉施設)
運営規程